

滋賀県業務改善・賃上げ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内中小企業における最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、国の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）（以下「助成金」という。）の支給を受け、賃金引上げとともに行う生産性向上等に資する設備投資等に必要経費に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 滋賀県内の事業場規模30人未満の事業者であること。
- (2) 助成金について、知事が別に定める日以降に滋賀労働局に交付申請を行い、知事が別に定める期日までに交付額確定の通知を受けている事業者であること。
- (3) 助成金の支給決定通知書および当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き上げを明らかにする書類（労働者名簿および賃金台帳）を適切に整備し、保管している事業者であること。
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (5) 補助金交付申請日の時点で破産、清算、民事再生手続または会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (6) 滋賀県税に未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をした者またはその役員等が次の各号に該当する者である場合は補助対象としないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

(補助対象経費、補助率および補助上限額)

第3条 補助金の補助対象経費およびこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率
助成金の対象経費のうち支出済額から助成額を除いた額	補助対象経費の2分の1以内

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助上限額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 助成金の交付決定通知書の写し
 - (2) 助成金の交付額確定及び支給決定通知書の写し
 - (3) 助成金の事業実績報告書の写し
 - (4) 助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書および事業実施結果報告の写し
 - (5) 誓約書(別記様式第2号)
 - (6) 納税証明書または滋賀県税に関する誓約書兼調査に関する同意書(別記様式第3号)
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(実績報告)

第5条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、別記様式第1号によるものとし、前条の規定による交付申請書と兼ねるものとする。

(補助金の交付決定および額の確定)

第6条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきことが適当と認めるときは、規則第4条の規定による補助金の交付を決定するとともに規則第13条の規定による額の確定を併せて行い、滋賀県業務改善・賃上げ支援事業補助金交付決定および額の確定通知書(別記様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ期間)

第7条 前条の規定による交付決定の内容またはこれに付した条件に不服がある場合における規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、前条の規定による通知を受けた日から10日以内とする。

(立入検査等)

第8条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告をさせ、または指定する職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に違反したとき、または前条の知事の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、速やかに補助金返還報告書兼返還申請書(別記様式第5号)を知事に提出するとともに、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の経理等)

第12条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(標準事務処理期間)

第13条 第6条の規定による補助金の交付決定および額の確定は、第4条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第14条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく実績報告

および規則第7条の規定に基づく申請の取下げについては、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

（別表）

助成金の交付額確定に係る内容		補助上限額（円）
申請コース区分	引上げ労働者数	
50円コース	1人	60,000
	2～3人	110,000
	4～5人	110,000
	6～7人	150,000
	8人以上	180,000
	10人以上（※）	210,000
70円コース	1人	80,000
	2～3人	160,000
	4～5人	210,000
	6～7人	300,000
	8人以上	380,000
	10人以上（※）	500,000
90円コース	1人	160,000
	2～3人	400,000
	4～5人	450,000
	6～7人	600,000
	8人以上	750,000
	10人以上（※）	1,000,000

※10人以上の上限額区分については、国助成金交付要綱第4条第3項に定める特例事業者が対象。